

## 豊中市在日外国人教育推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市立小・中学校及び義務教育学校における在日外国人教育の推進を期して、教職員が行う研究・実践の充実及び在日韓国・朝鮮人児童・生徒の活動の促進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するにあたり豊中市補助金等交付規則の定めのほか必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助事業の内容)

第2条 補助金の交付対象事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 研究会等の開催
- (2) 研究調査、資料等の収集・作成
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

### (交付の申込)

第3条 交付を受けようとする者は、補助金等交付申込書に、次の各号に掲げる書類を添えて、豊中市教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

### (交付の決定)

第4条 教育長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をし、補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

### (補助金等の交付時期)

第5条 補助金等の交付は、毎年度交付決定通知書の交付の条件により交付するものとする。

### (事業の終了)

第6条 交付を受けた者は、補助事業を終了した日から30日以内の実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

### (補助金等の額の確定等)

第7条 教育長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、当該報告書等の書類を審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、交付を受けた者に対し補助金等交付確定通知書により通知するものとする。

### (補助金等の決定の取り消し及び返還)

第8条 教育長は、補助金交付の趣旨に反し他に充当支出したと認める場合や補助金の全部または一部を使用しなかったときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、期限を定めて補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(帳簿等の整備)

第9条 交付を受けた者は補助金の収入及び支出に関する書類の保管をしておかなければならない。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年(2012年)4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年(2016年)4月1日から実施し、平成28年(2016年)4月1日以降に交付を決定する補助金等から適用する。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から実施する。